

平成 30 年度 第 3 回四條畷市補助金制度在り方検討会 議事摘録

- 日 時 平成 30 年 6 月 26 日（火） 10 : 00～11 : 50
- 場 所 四條畷市役所 本館 2 階 ミーティングルーム
- 出席委員 = 5 名 : 辻委員、施委員、坂本委員、藤岡委員、増田委員
- 傍聴者 = 2 名
- 事務局 = 2 名 : 賀藤地域協働課長、宇都宮地域協働課主任

担 当	内 容
事務局	<p>それでは定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思えます。本日は、ご多忙の中第 3 回の検討会にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、会議に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、次第となります。次に、自主財源の組み替えについてという A 4 横 1 枚ものの資料、それから、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金募集要領という A 4 両面刷りのもの、次に、四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金交付要綱（たたき台）と、同じく審査要領の計 5 点となっております。配布漏れ等ございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>なお、本日は 2 名の方が傍聴として来られておりますのでご報告します。</p> <p>本日も円滑な議事の進行にご協力いただき、概ね 1 時間半程度、遅くとも正午までには会議を終えたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、この後の進行に関しましては委員長よろしく願いいたします。</p>
辻委員長	<p>どうも皆さんおはようございます。</p> <p>それでは早速本日の検討内容ですが、（仮称）四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金についてということで、これに関しまして、まず事務局の方から内容の説明をお願いします。</p>

事務局

まず、前回の議論で問題となった事項について整理したいと思います。

それでは本日お配りしている資料で、まず、自主財源の組み替えについてというものをご覧ください。

前回、参加費や会費の組み替えを行う事業というものはどういうものであるかという部分が議論となりました。これに関して、事例に基づいて説明します。

資料の左側を見ていただきますと、当初は参加費を1人1,000円で参加者10人の計10,000円が自主財源の想定で補助金が3,000円、この場合に補助金3,000円全額が補助対象経費である材料費8,000円に全額充当されているといったケースを想定してください。

このケースについて、資料の右側に移っていただいて、自主財源である参加費を1人500円に下げた参加者が10人で計5,000円と自主財源が半額に減額となっている部分を、補助金を増額して8,000円とし、補助金額全額が補助対象経費の材料費8,000円に充当されているケースを比較した場合、いずれの場合も、事業を行うに際して必要となる経費に対して、補助金全額が充当されているので、こういったケースでは自主財源の組み替えにはあたらないという整理をさせていただきました。

次に、前回の検討会の終盤で議論となりました営利についての考え方ですが、団体が事業をするにあたって参加費や協賛金などの自主財源と補助金とで事業をして、事業終了後に繰越金が発生した場合、それを全て営利とみなして返還をするのかといった話になりました。これに関しては、そうではなくて、残金はその団体の自助努力によるものであるという考え方に立ち、その利益を構成員に再分配するのでなければ、利益とは見ずに、その団体が活動していくにあたっての費用とするのであれば返還を求めないという事で整理したいと考えています。

続きまして、募集要領をご覧ください。

対象外の事業の中の(4)に、自主財源の組み替えを図る事業というものを入れていましたが、先ほどお話をさせていただいた考え方に基づき、削除ということにしています。

同じく(7)については、内容が分かりにくかったというご意見がありまし

	<p>たので、リース料等の継続的に必要な費用を補助対象年度に一括して支払う事業という文言に修正しています。これは例えば、3ヶ年のリース物品の支払いを補助対象年度に一括して前払いするということを想定しています。</p> <p>次に（8）の国や地方公共団体等から別に補助を受けている事業につきましては、前回出た意見に基づき、事業の拡張性を促進するものであり、特に制限する必要がないということで削除しています。</p> <p>次は裏面をご覧ください。</p> <p>中段程にある提案事業の例ということで、一部抽象的な部分もありますが、具体例があった方が良いのではという意見を受けて、事業例を追記しています。</p> <p>次に、交付要綱（たたき台）をご覧ください。</p> <p>網掛け部分が追記した箇所となります。</p> <p>前回、個人による提案を受け付けるのかどうかという議論がありましたが、これについては否定する必要もないだろうという事で、個人による提案も可能であるという修正を行っています。その他は、要領で修正を行った箇所を併せて修正しています。</p> <p>最後に、本日主に議論いただきたい部分として、前回時間の都合上議論できなかった、提案のあった事業をどのように審査するかという部分で、審査要領のたたき台を作らせていただきました。</p> <p>簡単ですが、資料の説明は以上となります。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>前回増田委員の方からご指摘のありました、自主財源の組み替え、まずこれについて議論していきたいと思います。</p> <p>この表で、例えばあるイベントやプロジェクトを行う場合に、材料費のない事業であればどうなるでしょう。補助金を出すことで、参加費を減額できて市民が参加しやすくなるといったような場合もありえますよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>この資料は前回増田委員がおっしゃった事例をベースに作っています。</p> <p>基本的には補助対象経費があって初めて補助金を出すという事になるかと</p>

	<p>思いますので、それが無い限りは補助金は出ないという事になると考えています。事業を行うにあたっては何かしら最低限必要となる費用が発生しているはずですので。</p>
辻委員長	<p>補助金の額と支出との関係性で補助金の方が多い場合、例えば8,000円の補助金があって、事業が終わって最終的に材料費が7,000円であった場合はどうなるのですか。</p>
事務局	<p>補助金を概算で事前に交付している場合は、実績報告を提出してもらって補助金額を確定した後に差額の1,000円を返還いただく形になります。</p>
辻委員長	<p>この部分について増田委員どうですか。</p>
増田委員	<p>配布資料の募集要領を見ると、対象外の事業から自主財源の組み替えを図る事業を削除するという修正がされています。そうであれば、自主財源の組み替えという文言の定義を議論する必要は高くないのではないかと思います。</p>
藤岡委員	<p>一度整理したいのですが、修正前は自主財源の組み替えがダメという事にしていたのですよね。</p>
事務局	<p>例では自治会費と参加費とあって、自治会費の減額の場合はどう捉えるか難しい部分はありますが、実質的に自治会費の値下げになるような事業、特定の団体向けだけになる事業、特定の対象者だけに還元されるような事業は良くないという趣旨で記載していたものです。</p>
坂本委員	<p>この組み替えという表現は、補助金が新たに入ってくるから、今まで会費なり参加費を取っていたものを補助金に見合う分だけ減額しましょうという意味だと思います。</p>

事務局	<p>自治会費など、ある団体などの構成員から本来徴収すべき金額を割り引くような事業はやめましょうという事で、例えば保険料などは本来は参加者が負担すべきものなので、参加費はそもそも今の議論にはなじまないものかもしれないですね。</p>
辻委員長	<p>私事で少し申し訳ないですが、この前町内会で公園の掃除に行った時に、最後にペットボトルのお茶を貰った事があって、町内会の経費で購入したものかもしれませんが、これは補助金から支払われているのか、どうなのでしょう。</p>
坂本委員	<p>草刈りの時に軍手を支給するといった事と同じで、作業中に汗をかいたり、熱中症になったりしないためにお茶を配布するといったような事で、材料費の一環ということではないでしょうか。</p>
施副委員長	<p>今、資料では支出の内容が材料費と諸経費に分かれています。ペットボトルがどちらに含まれるかといった仕分けや解釈によって変わってくるのではないですか。</p>
辻委員長	<p>少し思ったのが、補助金というのは色が付いていなくて、最後にごくろうさんという事でお茶代に使うといったことで、申請内容には出てこないかもしれませんが。</p>
施副委員長	<p>そこは団体側の裁量権の範囲内といったところですね。</p>
事務局	<p>この部分に関連する資料として、本日の配布資料の交付要綱（たたき台）の中に、対象経費とその裏に対象外の経費を記載してしまっていて、対象外経費の2番目に食糧費という記載があって、その但し書きの中で、市長が認める場合を除くという事になっています。</p>

坂本委員	何か作業をして水分補給をするというのは普通の事だと思います。作業が終わってからの純然たる飲食は当然対象外になってくると思いますが、一通り作業を終えて汗をかいてとなればお茶くらいは問題ないのかなと思います。逆にそれが無い事によって、参加している住民からお茶の一杯も出ないのかという苦情もあるのではないかと思います。
辻委員長	まあ、ペットボトルのお茶一本目当てで作業に参加するという事はないと思いますが、気の問題というのはあると思います。
坂本委員	私の住んでいる地域でも、草刈りとかの時はお茶がでますね。
辻委員長	それはどこから費用が出ているのですか。
坂本委員	市からの補助金ではなくて、自治会費から出ています。
辻委員長	自治会自体に対しては、市から補助金は出ているのですか。
坂本委員	出ていないですね。
辻委員長	公園のメンテナンスというか、そういうのは、清掃で出たごみを袋に入れて後で取りに来るといったように公園の担当課などと連携をとっていると思います。
坂本委員	私の住んでいる地域ではそういうごみの処分も全て自治会で行っています。市の担当課にどこに持ち込んで良いのかを聞いて、運搬のトラックも全て自治会で準備をして運びます。
藤岡委員	四條畷の場合は全て市で取りに行く形をとっています。

坂本委員	私のところではトラックも、持っている方に協力してもらっています。
辻委員長	それは良いシステムですね。ある程度自治会費は多く徴収されているのですか。
坂本委員	月額800円程度だったかと思います。一般的には少し高いかもしれませんが。清掃活動自体は年2回、春と秋に行っています。
藤岡委員	自主財源の組み替えの議論の中で、先ほどの委員長のお話で、補助金というお金には色がないので、市から出したお金と自分達で出したお金の収入の合計と支出の合計の部分の比較はできるのですが、補助金をこの経費に使うといった事に対しての理由付けというか、例えばイベント事業の支出の中で、対象外経費、例えば食糧費に対して補助金は使っていないけれども、実績報告の決算書の中で書類上その項目が出ていればそもそも補助できないというような事もこれまでにあったのではないかという気がしていて、これを解決しようとするれば補助金に対する考え方を根本から見直す必要があるのではないかと思います。
事務局	資料を簡単に作り過ぎたので、今皆さんに誤解を与えてしまっていますが、補助金があって、そこには今日の資料の補助要綱の別表1のような補助対象経費が定められていて、資料中の諸経費の部分は補助対象外経費であるという事でご理解いただきたいと考えています。この資料で伝えたかった事は、補助対象経費に全額補助金が充当されている限りは、補助金が増額した事で自主財源である参加費が減額しても自主財源の組み替えには当たらないという事です。
辻委員長	簡単に言うと、補助対象経費に該当するものは領収書があれば良いということですか。
事務局	申請段階で、補助金をこの資料で言えば材料費に充てますという申請が上が

	<p>ってきて、内容を審査した上で補助金の交付を決定するという形です。</p>
辻委員長	<p>全ての支出の内容を縛るものではないという事ですよ。そういう意味では、補助対象経費のルールをきっちり守れば、全体の支出の中で、その他の自主財源部分については団体側の裁量があるという事ですよ。</p>
事務局	<p>資料で言えば、交付要綱の様式4の中で、事前に何に使うかを明確にしてもらった上で申請してもらうという形になります。</p>
藤岡委員	<p>そうだと、イベントに対する補助と言うよりも、イベントに要する経費の特定の部分に対する補助になるという考え方ですか。</p>
事務局	<p>そうなります。市でも現状いろいろなイベントに対する補助がありますが、全てこのような形を取っているはず。事業をするに際して、この部分が足りないから補助をして欲しい、ではそれは何に使うかという事で収支予算書を提出して補助対象経費を確認するといった形です。</p>
藤岡委員	<p>当初考えていたけれども、実績報告の段階で参加費などの収入の部分がかわることは、今回の資料でいうところの組み替えには当たらないという事ですか。</p>
事務局	<p>そういう事です。補助金が適正に補助対象経費に充当されていれば、参加費の増減は考慮しないという考え方です。</p>
辻委員長	<p>申請段階で出された費目を途中で変える事はできないという事ですね。</p>
事務局	<p>そうですね。何に使うかを事前に申請している事になりますので。</p>
辻委員長	<p>先ほど少し言いかけたのですが、例えば100%の補助もあり得るという事</p>

事務局	<p>ですね。</p> <p>あります。実際例としてあるかどうかは資料が手元にないので分かりませんが、補助金額全額がその事業をするのに必要な経費に充当されているのであれば100%の補助もあり得るという事になります。</p> <p>先ほどのペットボトルのお茶の話で言えば、資料上は対象外経費となっているので、当初からお茶に補助金を充てるという申請が上がってくるとダメだという事になります。お茶に関して一律に認めないというルールはないですが、時代も変わってくる中で、公金でお茶代を支出するというのは何か合理的な理由がない限りは難しくなっています。例えば、暑い日中の作業を伴う事業で、給水をしないと生命の危険があるなどであれば認めるべきだと思いますが、市の予算でも食糧費というものはなかなか認められないという現実もありますので、何らかの理由は必要になってくると思います。</p>
坂本委員	<p>通常考える食糧費のニュアンスとは少し違うんですけどもね。例えば、マラソン大会などのイベントで参加費を取って、市の補助金も使いながら事業をして、完走後にゴールでお茶なり栄養ドリンクなりを提供するといった事が食糧費でダメだという事になればかなり気の毒だと思いますので、個別に必要性を斟酌して行く必要があると思います。</p>
辻委員長	<p>そう思います。現状の資料でも補助対象外経費の但し書きの所に「補助事業を行う上で必須となる費用で市長が認める場合を除く」とありますので、対応は可能かと思います。</p>
増田委員	<p>「必須」という書き方をすると裁量が狭く対応が難しいと思いますので、少し表現を変えた方が良いと思います。例えば、水分補給のための費用を対象としたいのであれば、「必要」という表現でも良いのではないのでしょうか。</p>
辻委員長	<p>そうですね。ではそのように修正しましょう。</p>

増田委員	<p>また、少し細かい話になりますが、書き方として、今の案は対象外経費の例外という事で対象外経費から除くという事になっているだけなので、ここから除いても対象経費になるとはどこにも書いていません。文言の部分は適切な修正をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>対象経費の方に市長の判断で組み入れる事ができるという作り方ですね。</p>
辻委員長	<p>対象経費の最後にその他市長が認めるものという項目がありますので、これを必要に変えれば良いのではないのでしょうか。対象外経費の中に食糧費というものがあって、その但し書きから対象経費の12のその他に返ってくるという考え方で良いと思います。</p> <p>後、僕の方で少し気になったのが、対象外経費の3の団体の経常経費の中にある謝礼という言葉が誤解を生むのではないかと考えていて、ここに書いてある意味は構成員に対するものであるという事だと思うのですが、外部から講師を招いてその方に支払う謝礼と混同するのではないかと考えています。</p>
藤岡委員	<p>対象経費の報償費の中の謝礼との違いという意味ですね。</p>
事務局	<p>確かに委員長おっしゃるように分かりづらい表現かと思います。</p>
辻委員長	<p>そもそも構成団体の経常経費として身内である構成員に支払う事を謝礼と いうのかどうかとも思います。</p>
藤岡委員	<p>対象経費の人件費の中にある報酬とはどう違うのですか。その団体の構成員に報酬を払うという意味ではないのですか。</p>
増田委員	<p>対象経費の報償費の中の「外部」という文言が講師と専門家両方にかかっているのであれば、但し書きは必要ないのではないですか。</p>

辻委員長	なるほど、確かにそうですね。
事務局	<p>外部からの講師に対する謝礼は、実際に支払いをしているケースもありますし、当然必要になってくる経費なので、おっしゃるとおり報償費の中の但し書きは必要ないのかなと。で、委員長がおっしゃっている対象外の経費の謝礼については分かりにくいので削除してしまっても良いのかなと思います。</p> <p>対象経費になっているものは、実績報告の段階で、領収書を求めることとなりますので、講師からいただいた領収書は必要になってきます。</p>
藤岡委員	<p>人件費について、自分たちの団体に払うのではなくて、イベントをするためにアルバイトさんに来てもらうことに対して払うことであって、申請者の構成員に対して払うものを除くことで良いのですよね。</p>
事務局	対象経費の1番の人件費についてはそうです。
藤岡委員	<p>書き方として、「補助対象事業を行う上で必要な賃金及び報酬」となっているので、自らの団体の構成員に対しても必要であるという解釈をされないようなことが必要ではないかと思います。前提として、申請者の構成員について支払うことを除き、事業を行う上で必要なアルバイト、その時にだけ臨時的に雇う人に対する賃金とか報酬について補助対象経費として認めるということで、内部の人間には支払ってはいけないという事ですよね。</p>
施副委員長	<p>団体の内部のスタッフ、つまり補助対象団体の構成員等であっても、そのイベントに従事して労働した分について報酬等はもらっていいようなイメージを持っていますが。</p>
辻委員長	それは僕ももらっても良いと思いますが、それは補助ではなくて、自分たちの売り上げからという感じで良いのではないのでしょうか。例えば、研究費助成

	でも、アルバイトに人件費を払うのはいいが、自分の収入にすることはいけないということがありますので。
藤岡委員	全体のイベントの中ではいいが、補助対象の部分は充てないということですよ。
施副委員長	参加費と補助金どちらからとるかという感じですね。
藤岡委員	市が出す補助金については人件費を充てないという事で、後で領収書等を確認するという事ですか。
事務局	対象経費については、実績報告書だけでは本当に支払っているか分からないので、付けてもらうことになります。
藤岡委員	そこでチェックするしかないですね。
施副委員長	イベントや事業などが終わって、例えば材料費が8,000円で、7,000円しか補助金がつかなかったら1,000円を返すかどうかの問題もありますが、団体内のスタッフが参加費の方から人件費をもらうとか、最終決算して、調整して使い切ってはいいいのではないか。
事務局	<p>そのようなやり方は、現在の補助金のやり方ではとってはいません。</p> <p>申請の段階で、材料費なら材料費と申請し、それに対し認めるという通知を出すことになります。逆に言えば、材料費にしか認められないという通知になります。そこで最終的に、材料費に支払った額が補助金を下回れば、補助金として支払う額はそこまでになります。</p>
施副委員	そこは理解しています。実際イベントをしてみなければ、最終的な参加費の

長	<p>総額がわかりませんよね。そこで最終、規定の範囲内で収支のバランスをとってもらってもいいのではないかと思います。</p>
藤岡委員	<p>それをしようとするならば、今までのルールを変える必要があると思います。事前に申請をした部分の中で、決算をし、別の費目へ充てる変更を認めていないので、今回ルールを変えて認めるようにするのも良いと思いますが、現状はそうでないので議論が必要かもしれません。</p>
増田委員	<p>人件費と考えれば、後から決めるということは、利益の分配に近くなってくるので、それは趣旨に合わないのではと思います。「今回参加費による収入が多かったため、後から給与を増やす」という事になれば、実質的には利益の分配になると思います。</p>
施副委員長	<p>先ほどの営利の話ですが、人件費を取ることは営利でも、非営利でも良いことで、利益の分配がいけないということです。</p>
増田委員	<p>それを最後の決算でやってしまうと、実質的には利益の分配になってしまうので、最初からこのイベントの日当はいくらと計算をされていて、それを支払えるだけの収入があったから支払うということであれば、不正になることはないと思いますが、参加費による収入が思ったより多かったということで、個々人に追加で支給することは完全に利益の分配に当たると思います。</p>
施副委員長	<p>逆に言えば、思ったほど参加人数が少なくて赤字であるのに人件費に充てることはできませんよね。ボランティアの方には支払うが、団体内部のスタッフには今回は我慢しようとかはあるのではないですか。</p>
増田委員	<p>労務提供の対価であれば、発生した給与を支払わない事は適切とは言えません。責任を持ってその団体が支払う必要があります。</p>

坂本委員	<p>当初申請した時の補助対象経費がありますよね、実際に事業をやってみてそれぞれの対象経費が多少変わってきたときのその組み替えもできないのでしょうか。</p> <p>例えば、対象事業の中で消耗品が50万円、委託料100万円としていたが、実際の事業をやってみたら、委託料が80万円で済み、消耗品費が70万円となった場合で補助対象経費としては間違いがない場合は、事務局としてはどうお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>例えば大阪府とか都道府県のレベルでよくあるのが、当初申請から各費目ごとに何%以上の変更あれば変更申請を出す必要があるといった事があります。四條畷市から出している補助金でそこまで求めているものはないと思います。当初申請から決算時に金額の変更があっても、補助対象経費の枠組みの中で運用がなされていれば認めているのが実状です。</p>
藤岡委員	<p>国や府の補助金を市が申請している場合は確かにそういったルールでやっています。今回市が市民に出す補助金でそこまでやるかどうかという事ですね。</p>
事務局	<p>實際上、市の補助金ではあまり大きく経費が変わるという例がないという事もあると思いますが、ただ、大幅に当初予定していた経費が変わってしまえば、当初申請で予定していた事業が出来ていない可能性があるという事で府なり国なりはそういう制度を設けているという事だと思います。</p>
藤岡委員	<p>一定は認めた方が使いやすいのは間違いないでしょうね。</p>
辻委員長	<p>基本的には、おっしゃったように、補助対象経費が補助金の総額の中でその内訳が変わっても認めるべきだと思います。</p>
坂本委員	<p>当初はあくまでも見積りですからね。</p>

辻委員長	あまり細かくガチガチにやるのも、行政側の事務的な負担も少ない方が良いと思いますし。
施副委員長	僕もそう思います。個々にいろいろなルールはありますが、事業が終わって最終的に決算をする時に、この費目はどう解釈しようかという問題があると思います。例えば年末調整もそうですが、実務的には決算をすると整合性を取るために内部で調整をしないと決算なんてできないものですし。
辻委員長	例えばここで言う保険料なんかも参加人数が変われば変わってきますよね。
藤岡委員	そこで利益分配にならないように人件費だけはダメだというような一定の縛りかけるかですよね。
辻委員長	認めても良いと思いますけどね。当初予想していたよりも多くの人員が必要という事もある訳ですし。
坂本委員	十分あり得ますよね。当初予定していたよりも事業がボリュームアップして、安全性確保のために警備員が多く必要になるとか。
事務局	会場の警備に関しては、通常は委託料になるでしょうね。
施副委員等	イベントは特にいろいろな要素がありますよね、天候もそうですし、今の警備の話もそうですし。
坂本委員	昔マラソン事業をやった時に想定より多くの参加者があって、体協の人や有志の方に交通整理をやってもらった時に、いくらかの謝礼を支払った事がありました。

増田委員	<p>大盛況で経費が増えたというケースはあまり問題にならないのではないですか。対象経費が増えるだけで、交付決定額はもう決まっている訳ですから。問題があるとしたら、参加者が少ない場合で、極端な話、10万円使うはずだった経費が100円になったような場合ではないでしょうか。</p>
事務局	<p>事業の申請段階で、参加料を主な収入源として見込んでいるものは危ない部分があるかもしれませんね。実際にイベントに補助金を出している例でも、参加料は不確定要素の部分が多いので自主財源としての割合はそんなに大きくなくて、協賛金などの割合が多い例が多いので、そういった事業計画が出てこないと心配な部分もありますね。</p>
辻委員長	<p>最初の議論の中で、申請段階から決算時に費目の配分が変わった場合どうなるかという部分に関しては、いろいろな状況の変化というものは十分想定できるので認めれば良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>柔軟な対応をする方が使いやすくなるという事ですね。</p>
辻委員長	<p>後は、先ほど増田委員がおっしゃったイベントの参加人数が少ない場合はどうするか、その場合は相対的に人件費が増えて、材料費が減る場合もあるので、減った部分は補助金を返してもらうという事で良いのではないのでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>収入と支出が同じ位であれば良いですが、いろいろなイベントに補助していく場合を考えるとどうでしょうか。例えば極端に収入が増えた場合、前回の議論の中でもあったように、ノウハウもない中で事業のスタートアップの部分を支援するという意味で補助をして、徐々に自立して行って途中から手を放すという考え方であれば、収益を上げたから補助金を返してという事ではなく、そういう今の仕組みを残すかどうかという部分も考える必要があるのではと思っています。今は一回きりにしているので補助金としては使わないのであれば返してという事になっているので。</p>

事務局	<p>いえ、今実際に補助金を出している例では、繰越金が発生していて、最初の営利の話に戻りますが、会長さんであったり構成員の懐に入るのがダメであって、次年度のそのイベントをするために使うのであれば問題はないというか繰越をしているというのが実状です。</p>
藤岡委員	<p>繰越を認めているという事ですか。</p>
事務局	<p>認めているというか、補助金の返還を求めているという事です。それはなぜかという事になれば、最初の資料に戻りますが、補助金が全額対象経費に充当されているからという考え方になると思います。例えば参加人数に関わらず、絶対に必要となるテントや机や椅子などに補助金が使われているというような形ですね。</p>
藤岡委員	<p>繰越が認められたら次の年にそれを原資にまた始める事ができますね。</p>
事務局	<p>繰越については、行政が認める認めないという話ではなくて、行政は補助金が適正に使われているかどうかという観点で見ているだけという事です。</p>
施副委員長	<p>事業が成功して自主財源が増えると団体のものになるという事ですね。</p>
事務局	<p>そこは団体側の自助努力で参加費を獲得する取組みであったりをしてもらって最終的には自立をしてもらう、育成という話が前回出ましたが、そういう仕組みというか考え方の整理になってくると思います。</p>
辻委員長	<p>問題はその団体が利益を上げてそれが積み上がって行って、それが過大になった時にどうするかという事ですね。</p>

事務局	<p>そうです。繰越金の積み上がりの結果、それが例えば数百万円になれば、その事業に対してそもそも補助金っているのかという議論になってくると思います。</p>
藤岡委員	<p>そうなればもう補助は終わりという事ですね。</p>
事務局	<p>逆にそれだけ繰越金が発生するような事業に成長すれば、行政としては嬉しいというか非常に意味のある事だと思います。</p>
辻委員長	<p>他に何かございますでしょうか。</p> <p>先ほどの対象外経費については、謝礼という文言を消すという事と、食糧費の部分で必須という言葉を変え、それから別表1の対象経費の部分では、同じように12のその他の必須を変え、2の報償費の※印の部分の消去するという事でした。他に何か漏れはないでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>募集要領に戻りますと、対象外事業の網掛けをさせていただいている部分、(7)のリース料等の継続的に必要な費用を補助対象年度に一括して支払う事業とありますが、これはどういった事ですか。</p>
事務局	<p>これは元々、表現が分かりにくかったというご意見を前回いただいて、意図している事としては、例えば補助事業を行うにあたって3ヶ年の物品や機械のリースが必要であった場合に、補助対象年度にその支払を一括して補助対象経費に計上して前払いするというのはダメだという趣旨です。</p>
藤岡委員	<p>リースを認めないスタンスという事ですか。</p>
事務局	<p>リース料自体は必要であれば認めるというスタンスで、その支払を補助の年度で一括して前払いするのがダメという事です。補助年度の翌年度は事業をしないという事も考えられますので、その部分まで補助金を充当する必要はない</p>

	<p>です。</p>
増田委員	<p>少し気になっているのが、最終的に所有権が移転しないリースならば分かりませんが、所有権が移転するのであれば購入と変わらない訳で、備品の購入であれば補助対象経費として認められるものが、所有権が移転するリースであれば認められないという整理をしますと、整合性の面で説明が必要となると思います。補助対象年度の後も事業者の手元に残る備品の購入は補助対象に含めないという整理をする方が趣旨に合うのではという印象があります。</p>
事務局	<p>また要綱たたき台の別表1に戻りますが、現状は備品購入については補助対象外の経費になっていまして、リース料は対象経費の中に入っているので、少し整理が必要な状況です。</p>
藤岡委員	<p>補助金で財産を取得するという事は基本的には認めないというスタンスですよね。</p>
増田委員	<p>前倒しでリース料を払うという事については誰も異論がないところではあると思いますが、例えば3年分を前払いした時に、所有権が移転するものであった場合、購入と実質的に同じになります。普通にそれを購入して、それが本当に必要ならば対象経費になるところが、リース契約の所有権移転の条件をみたして所有権を移転させる場合は認めないとなると、正面から購入という方法をとれば認められるものが、リースの前払いの場合は不可になるという分かりにくい形になってしまいます。</p> <p>問題点としては、リースで十分なものをわざわざ購入する事であって、リース料の前払いというテクニカルな細かい部分で良いとかダメとかいう話をするのがかなり回りくどいと思います。そもそもこの事業のためにそれを購入する必要があるのかどうかという部分で考えた方が良いと思います。</p>
藤岡委員	<p>今購入がダメとなっているので、リースの前倒しで所有権が移転するのモダ</p>

	<p>メという事ですよ。</p>
増田委員	<p>実質的な購入と同じですからね。</p>
辻委員長	<p>項目に車両があるから今ややこしくなっていて、物品のリースについてはそんなにケースとして無いのではないかと思います。そもそも対象経費の中に車両を入れるのはどうかという気はします。</p>
事務局	<p>坂本委員がおっしゃった、自治会でごみを運ぶための、その時だけ使う車両などが想定できるかと思います。</p>
辻委員長	<p>それはリースではなくてレンタルですよ。</p>
藤岡委員	<p>そうですね、リースというのは契約に基づいて毎月払うという事ですよ。</p>
増田委員	<p>リースは与信ですよ。信用を与えているのがリースで、レンタルはただ借りているだけで。</p>
辻委員長	<p>リースカーとは言わずにレンタカーと言いますよ。</p>
増田委員	<p>レンタカーは与信されている訳ではないですからね。</p>
事務局	<p>ではリース料とは言わずにレンタル料という書き方をした方が良いでしょう。</p>
辻委員長	<p>継続性はないですよという意味になりますよ。その時だけ借りるという事で。</p>
施副委員長	<p>リース料を払いきった後は団体の所有物になるので、それを認めるかはまた別の話になりますよ。これまでの話を整理すると、リースよりもレンタルの</p>

	<p>みを認める方が良いような気がしますね。</p>
藤岡委員	<p>その方が分かりやすいですね。</p>
増田委員	<p>一番経済的な方法で調達するという事にしておいて、それがリースならリースでも良いのではないですか。</p>
藤岡委員	<p>安くというのもそうですが、財産の取得に繋がるものはできるだけ避けたいですね。</p>
施副委員長	<p>それは避けた方が良いと思います。</p>
事務局	<p>それでいくと、全てリースをレンタルに置き換える形になりますかね。</p>
辻委員長	<p>その方が良いでしょうね。</p>
事務局	<p>それでいくと、募集要領の（７）はレンタルに変えるのではなく削除になるという事で良いですか。</p>
施副委員長	<p>（７）自体を削除で良いと思います。</p>
藤岡委員	<p>要綱のたたき台にある対象事業や対象外事業の表と募集要領の整合性は取れているのですか。</p>
増田委員	<p>対象外経費のところに書いた方が良いような気がしますね。</p>
藤岡委員	<p>要領にある対象外の事業と要綱の対象外経費の整理をした方が良くもし</p>

	れないですね。
施副委員長	後、提案の要件が（１）から（６）まであって、このうちの（４）から（６）までは対象外の事業で纏められたらどうですかね。その方が見やすいかと思えます。
藤岡委員	（６）に関して、「・・・団体であること」が提案の要件なのかなと思います。かといって事業でもないですが。募集「資格」という事なのかもしれませんね。
事務局	確かに提案の要件の（４）と（５）は対象外の事業の（３）と重複しています。（６）は提案者の要件としては不適なので残しておく方が良いでしょう。
藤岡委員	この提案の要件というのは提案者の資格の事を言っているという事ですね。
増田委員	この募集要領自体は、交付要綱であったり審査要領の内容を見やすい形で落とし込んでいるものと思いますので、先に交付要綱なり審査要領の内容を確定すればこれは後から分かりやすいように変えれば良いと思います。交付要綱、審査要領の内容が決まっていない今、募集要領の表現を議論しても仕方ないのかなと思います。
辻委員長	提案の要件という事は、どういうものが提案の対象となるかという事であって、当然その中には対象外の事業も含まれてくるので、提案の要件という事でくくってしまって、今現在２つに分かれているものを１つにまとめてしまう事ができるのではないかと思います。
事務局	一度まず交付要綱を整理した上で、それに併せて募集要領の方にも必要な修正を加えたいと思います。

増田委員	<p>厳密には、提案団体に求められる要件と、補助対象事業に求められる要件とは違うので、書き方には注意が必要です。</p>
辻委員長	<p>今増田委員がおっしゃっている事はすごく大事な事で、提案の要件というか提案者の資格というものは押さえておく必要があると思います。その次に提案の要件というまとめ方をされたらどうかと思います。</p>
施副委員長	<p>表現の部分だけですが、要領の上段の黒の太線で囲われている本文の2行目、「協働で取り組む自主的、自立的な事業に・・・」の部分と、3行目にも「協働によるまちづくりの推進を・・・」と重複しているので、2行目のところは削除しても良いのではと思います。</p> <p>応募してくる団体は共同提案の場合もあるでしょうし、単独の団体による提案もあると思いますので2行目の方はいらない気がします。</p>
辻委員長	<p>ここを修正するのであれば、2行目はそのままにして、3行目の協働による「による」を削除すると、協働まちづくりが一つの単語のようになるので、違和感がないのかなという気がします。</p>
藤岡委員	<p>交付要綱に書かれている趣旨とここの文言は若干ずれがあるので、少し整理した方が良くと思います。</p>
施副委員長	<p>もう一度確認ですが、2行目の協働で取り組む自主的、自立的な事業というのはどういうものをイメージされていますか。複数の団体や個人という見方にも取れるのですが。</p>
藤岡委員	<p>市と協働なのか、団体との協働なのか、地域とか住民との協働なのかという事ですか。</p>
事務局	<p>それについては、特にこの団体との協働を想定しているといったように絞る</p>

	<p>必要はないのかなと思っています。</p>
増田委員	<p>これはスローガンのようなものでしょう。</p>
事務局	<p>増田委員おっしゃるように、要件として定めている訳ではなくてスローガンのように書いていますし、この協働の形態でないとダメだと縛る必要もないと思います。</p>
施副委員長	<p>そういう事であれば先ほどの委員長の案が良いと思います。</p>
辻委員長	<p>他にここまでの部分で何かありますでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>交付要綱の第2条を見ていると、前回の議論を踏まえて個人も提案ができるという事で資料を作っていただいています。第2条の2号で、原則3人以上となっている理由として、定款なり会則なりを定めていて、代表者がいて、会計がいて書記がいてなどの要件が必要だろうという事で、議論の最初は3人だったかと記憶していますが、個人や2人の場合はこの限りではないとなってしまうと、そもそもそれらを求める必要性自体なくなってしまうのではないかと考えています。</p>
事務局	<p>前回提案主体の人数の議論になったかと思いますが、特に個人や2人を対象外にする必要性もないだろうという事で今日の資料を作らせていただいたので、個人や2人の場合の提出書類として定款や規約は求めないという事で整理しているところです。</p>
藤岡委員	<p>そうなると、元々の3人以上という文言自体不要になってくるのかなと。つまり、代表者さえ決まっていれば3人という数字自体いらぬのではと思います。懸念しているのは、個人と2人ならば定款などの書類を提出しなくて良い</p>

	<p>のならば、面倒な添付書類を提出する手続きを省略してみんな個人で申請してくる事にならないかなと。</p>
増田委員	<p>法人でも構成員が1人とか2人とか役員しかいないとかありますよね。代表取締役と取締役だけの法人とか。私は別に申請できても構わないと思っています。</p>
藤岡委員	<p>その人が事業運営に必要なスタッフとかを集めてきて、できる体制を組むのであれば提案自体は1人でも2人でも良いという事ですか。</p>
増田委員	<p>代表理事1人と理事2人の団体と、代表理事1人と理事1人の団体でそんなに大きい差があるのかなとも思いますが。</p>
藤岡委員	<p>実際上のケースとして、団体の代表者1人の提案ではなくて、全くの一個人が提案主体となって提案してくる事があるのかなというところです。その人がスタッフなりを集めてきてできるのならば認めますという事であれば、定款なり規約なりが必要であるという前提がなくなるという事だと思います。</p>
辻委員長	<p>僕も読んでみておかしいなと思ったのが、第2条の最初に団体または個人とあって、2号の中には、前項に掲げる各団体等において、組織運営に関する定款、規約、会則等を定めており、その構成員が3人以上であることとなっていて、ここで書かれている事は結局、定款や規約が必要だと書かれているので、構成員が3人以上であることの部分が不要であると思います。原則定款や規約などが必要だけれども、但し、提案主体が個人または2人の場合を除くという整理の仕方で良いのではと思います。</p>
藤岡委員	<p>個人が手を挙げて、既存の複数の団体と一緒に事業をやっていく場合で、でも手を挙げた人が団体の代表者の場合は、個人の提案になるのでしょうか。</p>

辻委員長	<p>そうなると思います。個人が地域の団体と一緒に何かをする場合、その個人が事業の申請をして、その人が中心となって団体と協力して一緒にやっていく事はあり得ると思います。町内会に声をかけてイベントのガードマンを頼みますであるとか、謝礼はこれ位払いますであるとかは十分あると思います。</p> <p>個人で志のある方が出てくるという事について、増田委員がおっしゃったようにインセンティブをどう図るかという趣旨で、芽を潰さないようにという事だと思います。</p>
藤岡委員	<p>団体を作ってからしか応募できないのではなくて、個人で手を挙げて、いろいろな人を巻き込みながらやっていける制度にしようという事ですね。</p>
事務局	<p>撥ねるべきではないとは思いますが、それに対して補助金を出さず決定をするというのは現実には難しいというか勇気が入りますよね。</p>
辻委員長	<p>それは申請書であるとか提案のスキームがしっかりしているものとか、信頼のある団体と連携しているとかを見ながら市や我々で判断していけば良いのではないですか。</p>
藤岡委員	<p>提案事業の内容によるという事ですね。</p>
事務局	<p>こういう事業を予定しているけれども、それに協力してくれる団体への声かけはこれからですというのでは怖いので、既に一定の協力を得ていますという形でないといけない訳ですね。</p>
辻委員長	<p>もちろんそれは大前提ですね。</p>
藤岡委員	<p>そういった部分や実現可能かどうかという観点も含めて審査の中で見ていくという事ですね。広く提案を受け入れるという意味では良い事かもしれないですね。</p>

<p>施副委員 長</p>	<p>例えば、個人による申請でその方が自治会の役員やPTAの役員をしている場合、その団体としては提案しにくいけれども、まず個人で提案してきてそれが採択されたら、いわば市役所からお墨付きをもらったような形になるので、そこから改めて自分が所属している団体に働きかけやすくなるといった事もあると思います。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>認める段階で実現性の担保をどこまで見るかですよね。本当に説得できるのかどうかといったような部分について。</p>
<p>増田委員</p>	<p>そこは具体的に説明してもらわないとダメでしょうね。特に個人での申請の場合は誰がやるのかというのと、誰が来るのかというところと。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>団体による提案よりもハードルは高くなるという事ですね。</p>
<p>増田委員</p>	<p>そこで例えば、ここの自治会とやりますという提案があったとしたら、ではその自治会とコンセンサスはとれていますか、という事になりますので、個人による申請が実現可能性の点である程度厳しく見られるのは仕方ないと思います。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>個人の提案も拒むものではないけれども、きちんと説明して納得させてもらわないと、というところですね。</p>
<p>増田委員</p>	<p>個人だからダメというのは、私は理屈として成り立たないと思いますが、個人であれば実現可能性は厳しく見られるという整理だと思っています。</p>
<p>事務局</p>	<p>門戸は広くという考え方ですね。</p>
<p>増田委員</p>	<p>極端な話、お父さんとお母さんを連れて来て実行委員会ですと言われたらそ</p>

	<p>れで3人になってしまうので、そうなる個人がダメで3人がOKというのもあまり合理性のない規制であって、結局重要なのは実現可能性があるかという部分についてであると思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>新しいアイデアを持ったやる気のある人の提案をどう吸い上げるかというシステム作りが大事で、新しい補助金制度の内容もそれに即したものにする必要がありますのですね。</p>
<p>藤岡委員</p>	<p>今の議論は今回の協働のまちづくり補助金の肝になる部分になるのかと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>では、そういう事で、募集要領と募集要項の内容についてはまた調整、修正をお願いします。</p> <p>では、審査要領の議論に移りたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>この検討会で審査要領の話をするのは初めてなので、簡単に資料の概要の説明をしたいと思います。</p> <p>公募型の補助金制度自体は、他にも多くの自治体でされているということで、いろいろ参考にさせてもらいながら、たたき台として今回の資料を準備させていただいています。</p> <p>仕組みとしては、一次審査と二次審査の二段階方式で、一次審査は書面審査、二次審査はプレゼンテーションという形を取っています。</p> <p>今日の資料上は、一次審査もこの検討会で行った上で、二次審査もするといった形で作っています。一次審査については、提案主体の適格性や提案事業が要綱に即したものであるか、先ほど議論していた補助対象経費などが適切かなどの基本的な事項について審査をするといった形式的な審査で、二次審査は、実際にプレゼンテーションをしていただいて、公益性、必要性、効果経済性、その他といった審査項目に従って採点していただくというようなものになっています。点数は、各審査項目5点満点の計20点満点で、全てが「普通程度</p>

	<p>である」の3点で計12点を下回ると不採択になるというような形にしています。審査の大枠は以上です。</p>
辻委員長	<p>第2条を見ますと、四條畷市補助金制度在り方検討会で審査を行うとなっていますが、これは我々の事を指すということによろしいのですよね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
藤岡委員	<p>これには私も入るのですか。</p>
事務局	<p>そこも議論すべきところかと思います。事務局としては、予算を伴う話ですので、提案のあった事業をこの検討会で金額も含めて決定する場所ではないのかなと思っていて、点数を付けて、その結果を市にフィードバックしていただいて最終的には市で意思決定すべきものなのかなと考えていますが、ここも議論すべきところだと思います。</p>
藤岡委員	<p>前提のところですが、今後も含めてこういう提案募集型の補助金をする場合は、翌年度予算についての提案を募集していくというイメージですか。</p>
事務局	<p>今年度に関してはそういうスケジュール感になりますね。</p>
藤岡委員	<p>今の段階で、何事業で金額はいくらでというのを決めるのかどうかですよね。例えば、枠として500万円と決めてこの検討会で提案事業を選んでいく、ただ予算案として議案書をまとめる前の市長査定や財政の査定が入った時に、これは300万円だろうとなって、この検討会では500万円だと思っていたものが市内部の意思決定で300万円となれば、採択された団体にはどう説明するのかといった課題がありますよね。このあたり他市はどうしているのかなと思っています。</p>

増田委員	<p>交付するかどうかの決定は市でやって、検討会は意見を述べるという構造にしておくのが相当だと思います。</p>
藤岡委員	<p>予算要求ができますというスタンスで、やっていいよというところまではなかなか決められないような気がします。</p>
事務局	<p>決定はこの場ではできないとは思っています。</p>
辻委員長	<p>ここでいう審査というのは、基本的に我々は市長に答申するというスタンスですよね。金額とかどれを採択するかなどは市が決めるという事ではないですか。</p>
藤岡委員	<p>という事は、落とすとか採択ではなくて、ここは何点です、ここは良い部分だというような意見を付けて市に返すというイメージになりますか。</p>
辻委員長	<p>その場合ここで検討していただきたいのは、現状の案では一次審査、二次審査ともこの検討会でという事になっていますが、例えば書類審査票の1ページで、補助対象団体が自主的、自立的な運営を行っているか、市内で活動を行っているかなどは、なかなか我々が分かりづらい部分があって、我々は事務局からの情報でしか判断できない訳ですから、一次審査については事務局というか市の方で行っていただく方が良いのかなと思っています。</p>
施副委員長	<p>僕もそう思います。</p>
増田委員	<p>それはおっしゃるとおりだと思います。結局我々は外部の人間なので、外部から見た意見を言うという役割の方が適当だと思います。</p>
施副委員	<p>一次審査は事務方の方で、ルールに則した団体であるかの事務的なチェック</p>

長	<p>をしていただいて、二次審査を行う、という事であれば今書面審査票にある企画力という項目はいらないと思います。</p>
辻委員長	<p>僕は、プレゼンテーションは良いと思うのですが、一次審査の後に、検討会で二次審査を行って一定のフィルターをかけて、プレゼンテーションによる三次審査という方が良いのではないかと思います。</p> <p>例えば、事務局の方で一次審査をして点数を出してもらって、それに対して我々がまた集まって、点数は低いけれどもなかなか良くて将来性はありそうだとかいう事もできるかと思うので、そういった中間審査の委員会のようなものを経て、そこで選ばれたものが最終的にプレゼンテーションを行ってみんなで審査する、どんな選考メンバーになるかはまだ分かりませんが、市長や副市長や例えば地元の商工会の方や企業の方にも参加してもらってやるという方が市としては宣伝にもなるという気がしますね。</p>
施副委員長	<p>その場合の一次審査は資料審査になるので、メールでも良いので我々に前もって送ってもらうとかで。</p>
辻委員長	<p>それで二次審査というか中身を我々で議論して、敗者復活戦ではないですが、一次審査の結果があまり良くなかったとしても、市にとってこれは良いのではという意見になればそれも吸い上げてプレゼンテーションに行ってもらったりやり方もあり得るのではと思います。</p>
増田委員	<p>プレゼンに関して、私の経験上も、プレゼンの場に審査サイドで来ていただいた有識者の方々は、皆さん熱意を持ってご質問され、ご意見をおっしゃいます。イベントとして運営する以上、会場も借りている訳ですし、タイムテーブルというものが厳密にあって、その中で口頭で表現できる量には限界があります。</p> <p>この検討会から意見を出し、それを元に提案者が提案内容をブラッシュアップする仕組みにするのであれば、例えば検討会の会議で一度提案内容を資料と</p>

	<p>して配って、検討会の意見をあらかじめ提案者に提供した上でブラッシュアップしてからプレゼンの場に来てもらうとか、プレゼンの場だけのテンポラリーなやりとりではなくて、一度書面によるやりとりを挟む。委員長がおっしゃるようなやり方を含め、プレゼンの前にやるか後ろにやるかは考えどころですが、やった方がおそらく満足度的にも高いし、意味のあるものになると思います。</p>
施副委員長	<p>一次審査の資料審査で足きりのようなものは設けるのですか。</p>
事務局	<p>今日用意している資料上は、一次審査は点数制ではなくて、形式的要件で○か×という作り方をされていて、当然事業概要などを作文してもらう部分は必要かと思っていますが、そもそも対象外の提案を撥ねるだけの審査票になっています。</p>
藤岡委員	<p>書類チェックですね。</p>
辻委員長	<p>この部分に関しては事務局でやってもらったら良いのではないですかね。</p>
事務局	<p>その機械的なチェックが終わった後で、委員の皆さんにこんな提案がありましたというお知らせをして、自動的に二次審査に行く提案だけですが、企画力の部分だけでも先に見ていただくという事ですね。</p>
辻委員長	<p>書類審査を通れば今のところは全て二次審査としてのプレゼンテーションに行くという事になる訳ですか。</p>
事務局	<p>現時点では書類が出てくればそうなります。</p>
辻委員長	<p>それは少し難しいのではないのでしょうか。プレゼンテーションをするという</p>

事務局	<p>限りは、やはりある程度の内容を持っていないと見せられないですよ。</p> <p>であれば、今言われたような、プレゼンの前段階で委員の皆さんに一次審査の結果を送りつつ、その後に内容を吟味する委員会のようなもの、これら2つのステップを経てプレゼン、という流れで、内容を吟味する委員会のようなものについて、委員の皆さんに集まってもらうかどうかというところですかね。</p>
坂本委員	<p>一回は集まった方が良いでしょうね。</p>
藤岡委員	<p>そもそも今回新しい制度を作っていく趣旨として、今まで補助金が決まったところにしか交付されていなくて、それ以外の人たちが新規参入しにくい状況に門戸を開こうという事で、先ほど話にもあったように、個人でも団体でも提案できて、広くみんなに参加してもらおうという事が趣旨なので、先ほど増田委員が言われた政策コンテストではないですが、補助金コンテストのような形で、こういう事を提案したらできるんだ、補助金がもらえるんだというような事を知ってもらって、身近な地域課題を地域の手で解決していってもらおうというのであれば、その見せ方だったり、募集の方法だったり、審査の方法、開かれている感分かる演出なども意識しながら考えていった方が良いのかなと思います。</p> <p>ホームページなどでも周知を図っていきますが、こういう事がある事自体が中々分からないところをどういう風にアピールするか、こういう企画提案をすればこういう事ができるんだと言う事を知っていただく、うまくやっている市は、そういった演出もしながら、市だけではなく、地域の人と一緒にやりながら効果を上げている事例もあると思いますので、審査の部分もこういった事を見据えながらできたらなと思います。</p>
施副委員長	<p>そういう意味で、藤岡委員言われたように、一次審査、二次審査、三次審査という3段階にして、一次審査は実務的なチェックを事務方の方でお願いして、二次審査は我々の方で、メール等で送っていただいた資料に事前に目を通</p>

	<p>しながら一度集まって審査を行って、三次審査はプレゼンテーション、増田委員言われたようにだらだら長くなっても都合が悪いので、例えば1団体8分のプレゼンに質疑応答4分などの時間を区切り、そこに多くの市民の方もオブザーバーとして来ていただいて公開で行うやり方をすると。</p> <p>プレゼンまで残った方についても、当然全員が補助金をもらえる訳ではないと思うので、採択された方も不採択になった方にも我々からアドバイスを行うという仕組みはどうでしょうか。</p> <p>そこも演出というか、プレゼンの内容についても議論すべきで、採択された人全員にやってもらうのが良いのか、例えば、提案者が高齢者で、そんな人前でプレゼンする位ならやめますというような人もいるかもしれませんし、現実として小さな提案主体に補助する事も必要だと思っています。</p> <p>前回少し話があったかもしれませんが、ごみ袋代さえ提供してくれたら清掃活動を行うという集まりがあって、それは金額にすれば数千円の取組みで、それにまでプレゼンを求めてみんなの前で発表しなければいけないのか、という事になれば提案主体からすれば面倒に思いますよね。どういう人がどういうふうにプレゼンテーションをするか、それが市や地域社会にとってどう影響するか、見えるかというところまで考えないと、一律に全ての団体にプレゼンを求めるのは難しいと思うので考えていかなければならないと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>そこも演出というか、プレゼンの内容についても議論すべきで、採択された人全員にやってもらうのが良いのか、例えば、提案者が高齢者で、そんな人前でプレゼンする位ならやめますというような人もいるかもしれませんし、現実として小さな提案主体に補助する事も必要だと思っています。</p> <p>前回少し話があったかもしれませんが、ごみ袋代さえ提供してくれたら清掃活動を行うという集まりがあって、それは金額にすれば数千円の取組みで、それにまでプレゼンを求めてみんなの前で発表しなければいけないのか、という事になれば提案主体からすれば面倒に思いますよね。どういう人がどういうふうにプレゼンテーションをするか、それが市や地域社会にとってどう影響するか、見えるかというところまで考えないと、一律に全ての団体にプレゼンを求めるのは難しいと思うので考えていかなければならないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>辻委員長今おっしゃったのは、例えば一次から三次審査までであるのであれば、場合によっては二次審査で採択が決まるケースがあっても場合によっては良いのではないかという事ですか。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>そういう事です。</p>
<p>増田委員</p>	<p>私も委員長のご指摘のとおりだと思います。プレゼンを広報的に使うのであれば、事業によってプレゼン映えするものとそうでない事業がある事を念頭に置くべきです。プレゼン映えはしないけれども、公益性が高くて良い事業という</p>

	ものもあります。そういう観点からは、何でも全て公開するというのもどうかとは思いますが。
藤岡委員	カテゴリーとして、イベント系とか地域貢献型とかで分けるというような切り口はありますよね。
辻委員長	まあ、それについてはまた議論していきましょう。
事務局	審査については今日始まったところですが、今日の議論を整理すると、三次審査位までするイメージで、最終の三次がPRも含めたプレゼンをして、形式的な書面による一次審査の間に、1つ挟むという共通認識でよろしいですか。
辻委員長	そうですね。
藤岡委員	うまく運営されている他市の事例を調べてみるのも良いかもしれないですね。
事務局	一次審査は完全に書面的な形式審査でしか考えていなかったのですが、一定企画的な部分を一次の段階で求めないと、一次、二次、三次で個別に書類の提出を求めるとなると提案者の負担が大きいと思うので、一次審査で求める書類の中で、書類チェックをやりながらも、二次で議論できるような項目を入れる必要がありますよね。
辻委員長	もちろん一次審査の時に中身が分からないとダメですし、併せて申請内容、例えば予算の組み立ても変わってくると思うので、そもそも中身がなければ予算を組めないと思いますので、一次審査の段階である程度のものを求める必要があると思います。
増田委員	本当にプレゼンを広報として考えるのであれば、交付決定をしたものの中か

	<p>ら、プレゼンテーション映えしそうなものを選んでしてもらう方が適切と思います。プレゼンテーションは分かりやすいですが、論理的な審査にはあまり向きません。</p>
藤岡委員	<p>良い事業の提案があって、中身の説明であったり、そこでの生のやりとりを見てもらうというイメージですね。</p>
増田委員	<p>市民に対して市のお金を使ってやる訳ですから、プレゼンの中で事業概要の報告をしてくれるのであればそれを審査において評価するという事でも良いかもしれないですね。</p>
辻委員長	<p>プレゼンテーションについて、若い方がパワーポイントを使ってするというのもそもそも面白い事ですが、僕のイメージは、例えば若いお母さんが自分の子どもを3人連れて、今度こんな事をしますといったようなアットホームなプレゼンがあっても良いなと思っています。</p>
施副委員長	<p>ただ、例えば花壇に花を植える活動にしても、中心となって情報発信や人を巻き込んでいったりなど、リーダーシップを発揮できる人が必要だと思います。グループの中で、リーダーがプレゼンをするのが嫌だという事になれば、誰かプレゼンのうまい人がすれば良くて、いろんな形が取れると思います。そんな中で、リーダーシップを発揮できる人や、人を巻き込む力のある人が出てきて欲しいとっていて、そういう人を発掘する意味合いもあると思いますので。</p>
事務局	<p>先ほど辻委員長おっしゃった、高齢者の方の良い取組みだけれども、プレゼンは嫌だからやめるというのはもったいないので二次審査で交付を決めてしまった場合には、逆にプレゼンをする団体側からなぜあの人達はプレゼンをしないんだとなって、公平性の面で問題がないでしょうか。</p>

辻委員長	それは良いのではないですか。プレゼンで補助金の交付を決めるというよりは、先ほど増田委員が言われたように、基本的には二次審査で全て交付が決まっているという考え方で。
事務局	であれば、今度はプレゼンをする側のメリットとしては、良いプレゼンができれば補助金がより多くもらえるというイメージですか。
辻委員長	そこはもう少し検討する必要があると思いますが、例えばさっきの増田委員の話で、企業の人に来た時によく喋るという話の関連で、補助金とは違う形での寄附に繋がるという事があれば面白いですよ。
施副委員長	プレゼンをする意味としては、今後議論する審査基準のところ、例えば、熱意があって責任を持ってやり遂げる覚悟が見受けられるという項目があったり、資料だけでは分からない人となりや情熱、リーダーシップ、波及効果などは見る事ができると思います。
事務局	これから大分議論が必要になってくると思いますが、三次審査でプレゼンを求めるなら提案者側に何かしらのメリットがないと、ただ宣伝のみに使う訳にはいかないと思いますので。
藤岡委員	それで言うと、以前、補助金にしても市の税金だけかという話があったかと思いますが、こういったプレゼンを市を通じて発信する事によって、クラウドファンディングであったり、外部の寄附とかそういう所にも波及効果が及ぶといった部分への後押しというか支援に繋がるという事はあると思います。
辻委員長	例えば企業の方を呼んで、四條畷の企業によるファンドを作ってもらって、プレゼンの内容によってそこから資金が提供されるという事にすればプレゼンテーションのインセンティブになりますよね。

事務局	<p>今の委員長の意見のメリットは、外からのお金だという事ですね。プレゼンの場で行政の出す補助金の額を上げるという判断ができないし、元々出している事業計画で、例えば提案者が頑張って自主財源の割合が多い提案を上げてきていれば、補助金額が上がる事によって自主財源の割合は下がる事になりますし。</p>
藤岡委員	<p>企業側も宣伝効果のような形で、市に貢献してるというような打ち出し方ができれば良いですね。そういった事をやっている所もあると思うので、一度調査しても良いかもしれません。</p>
施副委員長	<p>ガバメントファンディングと言うのですが、なかなかホットな取組みですね。</p>
藤岡委員	<p>実際のところはなかなか難しいみたいですけどね。まあそういう事をしていく事によって何かに繋がっていくかもしれないですね。</p>
辻委員長	<p>おそらく企業の方も何らかの形で市に関わりたいと思っておられると思います。貢献もしたいと思っておられるし、そういう仕組みを作っていくという事も考えながらやれたら良いですね。</p>
事務局	<p>どの位の数の提案が上がってくるかにもよりますけれどね。</p>
辻委員長	<p>まあそれが一番大事な所ですね。 では時間も大分過ぎましたので、その他何か事務局からありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>次回は7月31日の火曜日、午前10時からという事でよろしくお願ひします。 また、今日の議論の感じで行くと、審査に関してはもう少し議論をしていく</p>

辻委員長	<p>必要があると思いますので、8月は検討会の予定をしていなかったのですが、スケジュール的に少し厳しくなってくるかなと思いますので、また次回日程調整をしたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは長時間の会議お疲れ様でした。本日はこれで終了としたいと思います。</p>
------	--

※辻委員の「辻」の表記は、正しくはしんじょうの「、」がひとつですが、表記の関係上「辻」としています。